

あかしの水道

…… 守りたい きれいな水を 未来まで ……



第9号

平成17年(2005年)5月15日発行

編集・発行 / 明石市水道部

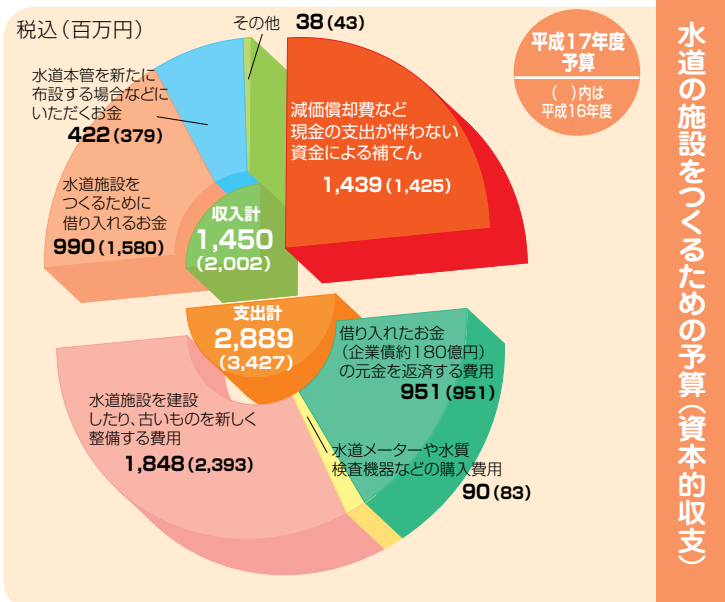
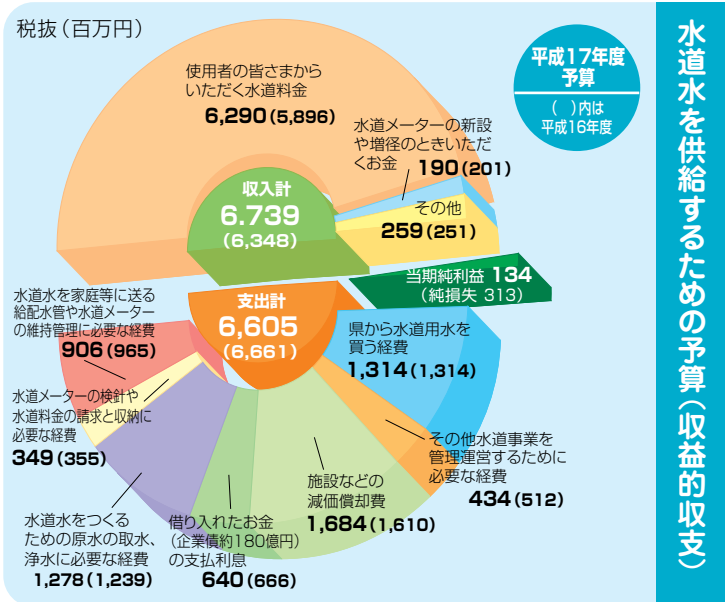
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

TEL : (078) 912-1111(代表)

FAX : (078) 911-4066

明石市水道部ホームページ「明石の水道」

http://www.city.akashi.hyogo.jp/suidou/suidou/top.htm



平成17年度予算(収益的収支)は、収入では、4月1日から本来の改定水道料金の実施により前年度より3億9千1百万円増収となります。一方、支出では、減価償却費の増加があるものの、人件費の削減等により前年度より5千6百万円減少しています。このことにより、収支は、前年度予算の3億1千3百万円の赤字から1億3千4百万円の黒字へと大きく改善しています。



平成17年度予算の内容

平成17年度の主な実施事業

1 水質検査計画に基づく水質検査の実施
 昨年度、新たに策定した平成17年度水質検査計画に基づく水質検査を実施し、安全で良質な水道水をお届けします。

2 水道料金収納取扱コンビニ店の拡大
 これまで、水道料金のコンビニ店での収納取扱は、ローソン、ファミリーマート2社で取り扱っていましたが、今年度からほとんどのコンビニ店で納めることができるようになりました。

3 水道モニターを設置
 市民の皆さまから水道サービスについての意見を伺い、サービスの向上に資するため、新たに水道モニターを設置します。今後は、外部からご意見を伺いする制度として、昨年度までの経営調査委員会と水道モニターとを、交互に組み合わせたいと考えています。

4 経営健全化への取り組み
 経営改善実施計画(H16～H19)に基づき、職員2名を削減するとともに、特殊勤務手当については、昨年の業務手当廃止に引き続き他の手当の見直しに取り組みます。

5 明石川浄水場・東部配水場送水施設の整備
 明石川浄水場から東部配水場への送水施設(ポンプ及び送水管)を前年度に引き続き

6 老朽管の更新及び鉛給水管の取り替え
 老朽化した配水管を、耐震性の高いタタイル鉄管に布設替えします。また、鉛給水管をより安全なポリエチレン管に取り替えていきます。

7 その他の基盤施設の整備
 (1) 明石川浄水場中央監視設備の更新
 中央監視設備の老朽化対策として、今まで浄水場施設の整備などに併せて段階的に更新してきましたが、本年度をもって、すべて完了の運びとなります。

(2) 鳥羽浄水場高度浄水処理導入に向けて
 昨年度から、導入に向けて浄水処理方法などの実験を継続してきましたが、本年度はその成果を踏まえて、変更認可浄水方法の変更を取得します。

(3) 西部配水場配水池・配水塔の整備に向けて
 より安定した配水体制を確立するため西部配水場に配水池・配水塔の建設を計画しています。本年度はその設計を行います。

(4) 浄水施設等の老朽化更新
 浄水場や配水場などの古くなった施設を計画的に更新します。

6月1日から7日までは

水道週間

「水道水 まちのすみまで 未来まで」

全国水道週間標語

6月1日から7日までの1週間は「水道週間」です。この期間中、水道部では、水道について、市民の皆さまに理解を深めていただくため、ポスターや横断幕の掲示、街頭啓発、施設見学会などの行事を行います。

水道施設見学会参加者募集中

水道部では、5月1日から施設見学会の参加者を募集しています。

日時 6月7日(火) 午後1時～4時30分

内容 明石川浄水場など水道施設を見学

対象 18歳以上の市民

定員 35名 **参加費** 100円(保険料)

申込み 「水道施設見学会」、住所、氏名、年齢、電話番号を明記し5月23日(必着)までに、はがき又はファクシミリで水道部総務課へ。応募多数時抽選。

申込先 〒673-8686 明石市水道部総務課(住所不要) FAX. 911-4066



東部配水塔が完成

東部配水場で建設を進めてきました東部配水塔がこのたび完成しました。配水塔の完成により、市東部地域一帯に、より安定した配水ができるようになります。



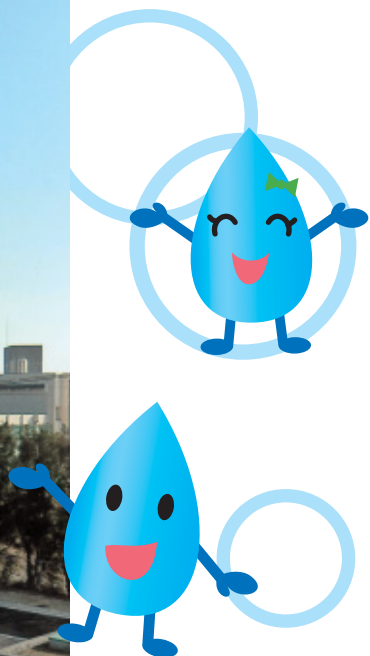
東部配水塔の特徴

配水塔の役割
配水塔は、従来ポンプ圧送で配水していた高台地域へも、その高さを利用して自然流下による配水ができるため、いついかなる場合においても、より安定した配水体制が維持できます。

水道部では、配水塔をもって自然流下配水方式の拡大を図っており、この配水塔は既設の中部配水塔、魚住配水塔に次いで3基目となります。

この配水塔は、周辺環境に配慮して本市で初めてステンレス製を採用したほか、構造的には震災時においても水道施設としての機能を十分に果たすことのできる高度な耐震性を有したものとされています。

外観形状はステンレスの特性を生かすつつ、壁面には水をイメージしたブルーのストライプを施しています。



概要



1.形状寸法

- 高さ 34.3m
- 直径 15.3m
- 容量

高架水槽
500m³×2池=1,000m³
下部水槽
800m³×2池=1,600m³

2.費用

・約17億円

ライフライン機能の強化

先の震災では、多くの水道施設が被災しました。この配水塔は、その経験を踏まえ、施設の老朽化対策や配水方式の変更など、地震に強い水道づくりの一環として建設したものです。



また、本体工事に併せて、外側道路から自由に使用できる位置に配水塔から直結した応急給水装置や消火栓も配備しています。

効率的な施設形態に向けて

水道部では、水需要の減少や水源の状況などを勘案しながら、効率的な施設形態への見直しを進めています。

東部配水塔の建設に引き続き、現在建設中の明石川浄水場、東部配水場の送水施設が完成する本年度末をもって、明石川以東のすべての地域は明石川浄水場の管轄となり、伊川谷浄水場を廃止できる運びとなります。

コト

鳥羽浄水場から

私たちは安全な水の安定供給を使命とし、日夜、頑張っています

鳥羽浄水場長 簾谷 博彦



現在、明石市には4つの浄水場がありますが、ここ鳥羽浄水場は、昭和46年10月に開設した一番新しい浄水場で、明石市のほぼ中心部に位置しています。浄水場では、深井戸から取水した地下水と野々池貯水池からの河川水を原水として、薬品注入後、高速凝集沈殿、急速砂ろ過、塩素滅菌などの浄水処理を行っています。

処理した浄水は、全量、大久保町北部の高台にある中部配水場に送水し、配水タンクに一旦貯留したあと、自然流下方式（高低差を利用した配水方式）で市の中央部地域一帯（林崎、大久保）に給水しています。

この浄水場は、住宅街の中にあるため、環境に配慮し、全国でも珍しい地下式の浄水場としており、地上にあるのは、管理棟や排水処理棟など一部で、水道水を造る沈殿池やろ過池などの主要施設は、全て地下に配置しています。

鳥羽浄水場では、今まで地下水を主要水源として処理を行ってきましたが、近年、地下水の水質悪化（塩水化）が進行しており、その対策として、地下水の汲み上げ量を抑制し、その分、河川水（野々池水）を増量して有効活用を図ることをしています。

そこで、河川水の増量に備え、当浄水場にも高度浄水処理の導入を計画しており、昨年からのための実験に取り組んでいます。

言うまでもなく、水道事業の使命は、安全で良質な水道水を安定供給することであり、私達鳥羽浄水場の職員も24時間体制で頑張っています。



水質インフォメーション —水質検査結果のお知らせ—

●平成16年度 水質検査結果（市内末端じゃ口の集計値）●


分類	No.	項目	単位	基準値	年間平均値	年間最小値～年間最大値	
人の健康に影響を与える項目	1	一般細菌	集落/mL	100以下	0	0	
	2	大腸菌	MPN/100mL	検出されないこと	陰性	陰性	
	3～9	水銀、シアンなど(注1)	mg/L	—	基準値の1/10未満	基準値の1/10未満	
	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	0.68	0.09～1.5	
	11	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	0.08未満	0.08未満～0.20	
	12	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.1未満	0.1未満～0.3	
	13～20	四塩化炭素、1,4-ジオキサンなど(注2)	mg/L	—	基準値の1/10未満	基準値の1/10未満	
	21～24	クロロ酢酸・ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸・ホルムアルデヒド	mg/L	—	基準値の1/10未満	基準値の1/10未満	
	25	クロロホルム	mg/L	0.06以下	0.001	0.001未満～0.006	
	26	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	0.008	0.001未満～0.018	
浄水処理の過程で生成される物質	27	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	0.003	0.001未満～0.009	
	28	ブロモホルム	mg/L	0.09以下	0.009	0.001未満～0.025	
	29	総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	0.022	0.001未満～0.047	
	30	臭素酸	mg/L	0.01以下	0.002	0.001未満～0.007	
	31～34	銅、マンガンなど(注3)	mg/L	—	基準値の1/10未満	基準値の1/10未満	
	35	鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	0.03未満	0.03未満～0.06	
	生活利用上・施設管理上検査が必要な項目	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	30	12～48
		37	塩化物イオン	mg/L	200以下	47	19～97
		38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	72	30～120
		39	蒸発残留物	mg/L	500以下	180	90～260
40		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	5以下	0.9	0.2～1.7	
泡立ち原因物質	41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	0.02未満	0.02未満	
	42	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.005未満	0.005未満	
かび臭(注4)	43	ジオスミン	mg/L	0.00002以下(注5)	0.000002未満	0.000002未満～0.000003	
	44	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00002以下(注5)	0.000002未満	0.000002未満～0.000002	
におい	45	フェノール類	mg/L	0.005以下	0.005未満	0.005未満	
	46	pH値	—	5.8以上8.6以下	7.2	6.9～7.7	
基礎的性状	47・48	味・臭気	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	
	49	色度	度	5以下	1未満	1未満～2	
	50	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満～0.5	
消毒	—	残留塩素	mg/L	0.1以上(注6)	0.6	0.3～1.0	

(注1)人体に有害な重金属・無機物質7項目のことです。
 (注2)主に化学工業の原料として使用され、地下水の汚染物質として知られている8項目のことです。
 (注3)金属である銅、マンガン、亜鉛、アルミニウムの4項目のことです。
 (注4)水源の富栄養化に伴い発生した藻類から産出される物質です。
 (注5)0.00002mg/Lは平成19年3月31日までの暫定基準値です(平成19年4月からは0.00001mg/L)。
 (注6)衛生上必要な措置としての値です。

水道部では、市民の皆さまに安全でおいしい水道水をお届けするため、定期的に水質検査を実施しています。昨年度も、全ての検査地点において水質基準を十分にクリアしており、安心してご利用していただける結果となりました。ここでは、市内末端じゃ口における検査結果をお知らせします。

※明石市水道部ホームページ「明石の水道」の水質検査コーナーでは、浄水場での検査結果や、「水質管理目標設定項目」の検査結果についてもご覧いただけます。

水質 Q & A



Q 黒い異物が出るのですが…

じゃ口のパッキンが劣化してはがれ、黒い異物となって水と一緒に出てくるケースがあります。黒い異物を指先で簡単につぶせるようでしたらパッキンが原因であると言え、新しいパッキンへの取り替えが必要となります。すぐに取り替えできない場合は、しばらく水を流しきれいになってから使用するか、じゃ口にガーゼをあてるなどして異物をろ過して使用して下さい。

Q 風呂の水が青く見えるのですが…

●ケース1
海の水が青く見えるのと同様の現象で、水が光の影響を受けているためです。風呂などのような大きな容器に水を貯めた場合、この現象で青く見えることがあります。特に青の補色であるアイボリー系の浴槽でよく見られる現象ですが、水質はまったく問題はありません。

●ケース2
銅によっても青く着色したように見え、新品の給湯器を使用した場合、しばしば起る現象です。銅の濃度に問題はなく、しばらく使用すれば色はなくなります。

Q 風呂の水が青く見えるのですが…

●ケース1
海の水が青く見えるのと同様の現象で、水が光の影響を受けているためです。風呂などのような大きな容器に水を貯めた場合、この現象で青く見えることがあります。特に青の補色であるアイボリー系の浴槽でよく見られる現象ですが、水質はまったく問題はありません。

●ケース2
銅によっても青く着色したように見え、新品の給湯器を使用した場合、しばしば起る現象です。銅の濃度に問題はなく、しばらく使用すれば色はなくなります。

水道部からのお知らせ

～貯水槽水道の適正な管理を！～

●貯水槽水道って何？

直結増圧給水方式を取り入れていないマンションや大量の水を使用する病院、事務所などは水道水をタンクに一旦貯めて、そこからポンプ等により給水しています。このタンクからじゃ口までの給水設備を「貯水槽水道」といい、①有効容量が10m³を超える「簡易専用水道」と、②有効容量が10m³以下の「小規模貯水槽水道」の2種類があります。



●管理は誰が行うの？

貯水槽水道は、設置者等(管理組合、家主など)が管理します。管理内容は、次のようになっています。

●どのような管理が必要か？

	管理責任	管理の基準	登録検査機関の検査
簡易専用水道	水道法に基づく管理責任	1年以内ごとに1回の清掃及び水質検査を実施すること	1年以内ごとに1回外観、水質等、管理状況の検査を受けること
小規模貯水槽水道	明石市水道条例に基づく管理責任	1年以内ごとに1回の清掃及び水質検査の実施に努めること	1年以内ごとに1回臭気、色度、濁度、残留塩素の水質検査を受けるように努めること

●貯水槽水道の管理について、水道部が行うことは？

- ① 使用者(市民)の方に情報提供を行います。
貯水槽水道の管理に関する必要な情報を、広報紙、ホームページ等でお知らせします。
- ② 設置者に対して、管理に関する指導等を行います。
水道部は、必要に応じて設置者に対し、次の指導等を行います。

水道部から設置者に対する管理指導等

簡易専用水道	<ul style="list-style-type: none"> 給水停止命令 改善の指示 報告の徴収、立入検査
小規模貯水槽水道	<ul style="list-style-type: none"> 指導、助言及び勧告

水道料金

～広がりました コンビニでのお支払い～

コンビニエンスストアでの水道料金等のお支払いは、これまでローソンとファミリーマートだけでしたが、5月2日から、全国ほとんどのコンビニエンスストアで取り扱えるようになりました。

銀行や郵便局などとともに、24時間いつでもお支払いいただけるお近くのコンビニをご利用ください。

※なお、16年度以前及び17年度初期の納付書で、一部(3段バーコードが付されているもの)ローソン、ファミリーマートでしか取り扱えない場合もありますので、ご了解、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

～「お引越し」のときは、お早めに～

「お引越し」などで、お使いの水道の使用を中止されるときや、市内の転居先で新たに水道の使用を開始されるときは、「給水中止届」、「給水契約申込」を忘れずにお出しください。お届け、お申込は電話(水道部営業課(078)918-5065)でも受付けています。

なお、当日のご連絡になりますと、ご使用箇所(現地)での料金精算、開栓処理が、ご希望の時間に間に合わない場合もありますので、予め、日にちが決まっていれば、お早めをお願いいたします。

「ご協力」
お願いいたします

～水道メーターの検針～

適正な水道料金を求めるため、2ヶ月に一度、水道メーターを検針しています。検針は「明石市水道料金お客様センター」の職員が担当しています。

市内全戸(約13万箇所)を、各戸ごとの2か月目にあたる日に回りますので、迅速・安全に正確な検針を行わなければなりません。

ご利用者の皆さまには、水道メーターの上や付近に、車や障害物、危険物など置かないよう、また、犬や危険動物を近付けないよう、ご協力をお願いいたします。

※水道メーターの周辺は、いつもスッキリ、清潔に。

水道料金等の減免制度

対象は、「生活保護の受給家庭」と「65歳以上ひとり暮らしの方」で、減免額と減免期間は次のとおりです。

1. 生活保護の受給家庭

減免額	水道料金	基本料金の半額
	下水道使用料	全額
減免期間	申請後、決定された日以降の検針分から生活保護の受給期間中	

2. 下記のいずれにも該当する「ひとり暮らし高齢者」

- ★4月1日現在、65歳以上で、かつ市内に居住し住民登録をしている方
- ★一定の所得(老齢福祉年金支給限度額)未満の方

減免額	水道料金	基本料金の半額
	下水道使用料	基本料金の半額
減免期間	申請後、決定された日以降の検針分から資格喪失日まで	

ご注意

「申請者氏名・住所」と「水道使用者氏名・使用場所」が異なるときは、減免が受けられません。

また、市内に転居された場合も、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。

悪質商法にご注意を

水道部職員を装った悪質な詐欺や訪問販売が多発しています。「水道部の方からきました」や「ご近所の方、皆さんが行われています」など巧妙な手口で、浄水器を売りつけたり、水道管の清掃作業を強引に行ったりするなど、悪質な訪問販売をする業者がいます。

水道部が、水道管の洗浄や浄水器の購入をご家庭にお勧めすることはありません。不要な契約を迫られたり、ご不審に思われたりしたときは、**水道部給水課(918-5067)**へお問い合わせください。

給水管の洗浄や浄水器の訪問販売による契約のトラブルは、**あかし消費生活センター(912-0999)**へご相談ください。

放水作業にともなう赤水にご理解を

これから暑い季節となり水道の使用量も多くなってきます。使用量が多くなると、配水管内の水の流れも速くなって、管内のサビなどが流出し、ご家庭のじゃ口から赤水の出るおそれがあります。赤水を解消するため、水道部では毎年6月上旬に区域を定め、末端部にある消火栓から一時的に水を放出し、配水管内のサビなどを取り除く作業を行っています。



放水作業日程

- ① …6/7
- ② …6/9
- ③ …6/14

午後10時00分～翌午前2時頃までの間、放水作業を行います。(消火栓1か所で20分程度)

ご注意

- ・放水作業中は、じゃ口を閉めておいてください。
- ・放水作業完了後は、一時的に赤水が出るおそれがありますので、しばらく赤水を流してからご使用いただきますようお願いいたします。

●お問い合わせは● 給水課 ☎ 918-5067 まで



営業課 ☎ 918-5065

- * 水道の使用開始・中止
- * 水道使用者の名義変更
- * 水道料金
- * 料金の減免 など

工務課 ☎ 918-5066

- * 水道本管の新設工事 など

給水課 ☎ 918-5067

- * 水が出ないとき
- * 水が濁っているとき
- * 道路から水がもれているとき
- * 水道工事に関すること
- * 貯水槽の維持管理
- * 指定給水装置工事事業者 など

浄水課 ☎ 918-5068

- * 浄水場・配水場・取水場・貯水池
- * 水道水の品質
- * 浄水処理の方法 など

総務課 ☎ 918-5064

- * 予算・決算
- * 広報紙・ホームページ
- * その他のお問い合わせ・ご意見